

## 議案第10号

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部改正について

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出

京丹後市長 中山 泰

### 提案理由

外国人に対し生活保護法に基づく保護に準じた措置を行うため、オンライン資格確認等システムを利用するに当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき、条例においてその規定を定めることが必要なことから所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例(平成27年京丹後市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1中34の項を35の項とし、25の項から33の項までを1項ずつ繰り下げ、24の項の次に次のように加える。

24の2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(次項において「外国人生活保護事務」という。)
---------	--

別表第2中24の項の次に次のように加える。

25 市長	外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
-------	-----------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例(平成27年京丹後市条例第60号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例 平成27年12月22日 条例第60号			京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例 平成27年12月22日 条例第60号		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
1～24 (略)	(略)		1～24 (略)	(略)	
			24の2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(次項において「外国人生活保護事務」という。)	
25～34 (略)	(略)		25～34 (略)	(略)	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～24 (略)	(略)	(略)	1～24 (略)	(略)	(略)
			25 市長	外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
			附 則		
			<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		